

東京大学デジタルオブザーバトリ研究推進機構内規（令和5年3月24日総長裁定）

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学デジタルオブザーバトリ研究推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第2条 機構は、製造、生産、流通及びサービス等の多様な社会活動及びそれらから生み出される物及び価値の移転を観測可能とする基盤技術の確立並びに観測データを活用するプラットフォームの構築並びに当該データに基づく価値創造に寄与する研究の推進をすることにより、ESG（環境、社会、ガバナンス）に関連するリスクの早期発見及び回避並びに社会課題の解決を可能とすることを目的とする。

（事業）

第3条 機構は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 多様な社会活動を観測可能にする基盤技術の研究開発
- (2) 組織間データの共有及び活用を促進するプラットフォームの構築
- (3) 社会活動の観測から生み出されるデータに基づく社会の歪みの発見に関する研究
- (4) グローバルな社会構造ネットワークの分析
- (5) 多メディア分析による社会的リスクの発見に関する研究
- (6) 経済学的及び法的側面からの社会的リスクの分析
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

（組織等）

第4条 機構に、兼任教員、特任教員、特任研究員、事務職員、特任専門員及び特任専門職員等を置くことができる。

- 2 前項の特任教員の選考は、東京大学総長室総括委員会内規及び東京大学総長室総括委員会教員選考に関する申し合せによるものとする。

（機構長）

第5条 機構に、機構長を置く。

- 2 機構長は、本学の教職員のうちから総長が指名する。
- 3 機構長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は1年とする。

（副機構長）

第6条 機構に、副機構長を置くことができる。

- 2 副機構長は、本学の教授のうちから機構長が指名する。
- 3 副機構長の任期は、機構長が定める期間とし再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、当該副機構長を指名する機構長の任期の末日以前でなければならない。
- 4 機構長に事故があるときは、副機構長がその職務を代行する。

(運営委員会)

第7条 機構に、その管理及び運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、機構長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者に機構長が委嘱する。

(1) 機構に係る部局の長又は部局の長が推薦する当該部局の教員 若干名

(2) その他機構長が必要と認めた本学教員 若干名

5 前各項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 機構に関する事務は、本部協創課及び本部協創企画課が協力して行う。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、機構の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和5年4月1日から実施する。